

訴状

住所 名古屋市
電話 052-
原告 宮崎邦彦

住所 名古屋市中区三の丸三丁目一番一号
電話 052-972-3305
被告 名古屋市
上記代表市長松原武久

損害賠償請求事件

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金10万円及び本状送達の日から完済に至るまで、年5分の割合による金利を支払え。
- 2 被告は、原告に対して、名古屋市施設とその敷地内「完全禁煙」になるまでに、慰謝料として、一日あたり、金100円を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決ならびに、仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

- 1 原告は、1969年4月1日名古屋市教育委員会から同市公立学校教員に任命される。1995年4月1日以降は、
に勤務している。
- 2 原告は現在、名古屋市に在住するものである。住所は名古屋市
である。
- 3 原告は、名古屋市の施設、名古屋市役所、「図書館」、「生涯学習センター」等を使用するものである。
- 4 健康増進法、2002年3月国会提出。同年7月26日成立。2002年8月2日法律第103号公布。

健康増進法 第2節 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所官公庁施設、飲食店 その他の多数のものが利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（以下 受動喫煙防止法）。2003年5月1日「健康増進法」が施行（政令

第360号)。関東の私鉄8社全駅終日禁煙5月1日から「受動喫煙防止法」に向けての報道(毎日新聞2003年4月22日)。

- 5 2003年5月5日付で、健康増進法第25条「受動喫煙防止」に関する、件で、名古屋市に質問書を提出する。名古屋市は、回答はしないとのことであるようです。回答書はこない。

名古屋市「市民情報センター」で、2003年5月6日に、受動喫煙防止について(厚生労働省健康局長)の文書受け取る(情報提供ということ)。

この文書に、受動喫煙とは「室内又はこれに順ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。また、非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上)とある。この条件は、[SARS]の患者、対応時の部屋の条件と同じと聞く。

- 6 2003年5月15日に、「学校の体罰」及び、「喫煙調査に関する情報」公開請求のため名古屋市役所西庁舎「市民情報センター」を訪れる。

窓口(カウンター)で、請求について、担当者日沖さんと話をしていた時に、「執務室」の中から人が出てきたとき、「たばこのにおい」を感じる。

- 7 この突然の、たばこの臭いについて、不快感を覚え、受動喫煙防止法施行後という事から、執務室「禁煙」でないですかということを知ると、喫煙ができるということでした。

- 8 執務室の責任者を呼んでもらう。「受動喫煙防止法」についての対応を聞く。

- 9 「受動喫煙防止法」については、名古屋市の施設についてどうするかは、現在検討中とのことでした。施行はわかっていたのではないですかということを知る。

- 10 「受動喫煙防止法」は、2003年5月1日から施行。検討中の間は、「受動喫煙防止法」ということから「全面禁煙」その後、喫煙者からの希望があれば、喫煙場所についてどうするか、対策をするということではないですかということを知る。

東京中野区は、「区立小中学校で校内禁煙」今年9月から区職員の提案から、「職員の喫煙が容認されている点が問題視されている」「幼児、児童、生徒の受動喫煙による被害を防ぐため教育施設を禁煙化すべき」(2003年5月24日讀賣新聞)ということが述べられている。名古屋市は、「分煙でお茶濁す?」禁煙推進団体は現場任せで時代遅れと落胆している(2003年5月27日中日新聞)との報道。

- 11 同年5月28日情報公開請求のため、名古屋市役所西庁舎「市民情報センター」を訪れる。喫煙対策は変化なしを感じる。前回と同様に、執務室からたばこの臭いがする。たばこの臭いがしますねと、臭いを感じるのでセンターの立松さんに確認する。対応した立松さん、執務室との間のドアを閉めてくれるが、その後も、人の出入りでたばこの臭いから、不快感を感じる。

この日、西庁舎、ロビー(喫煙者あり、たばこのにおいする)、エレベーター前、灰皿が置いてあること確認する。

- 12 2003年6月1日、中村図書館、入口、たばこの灰皿置いてあること確認。入口すぐ側である。中村生涯学習センターは 喫煙席が、入口入ったところにあること確認、灰皿が3個ある。中村図書館については以前、灰皿の置き場所については、2階の、窓口で、問題であると申し入れをしましたが、6月4日入口で喫煙者に出会う、原告受動喫煙。
- 13 学校内に喫煙場所のある、●●●●●●は、喫煙の煙が、中庭に出てくるから、そばを通ると、臭い等を嗅がされることになる。問題点については、名古屋市に対して、裁判(被告名古屋市)の中で指摘をしてきました。
- 14 たばこの煙(害)については、喫煙者、及び、受動喫煙者に対する害については、これまで十分すぎるほど、指摘されてきました。たばこの害については、厚生労働省は、「喫煙と健康」という報告書を出しています。その他に、「事業主が講ずべき快適職場環境形成のための措置に関する指針」が、1992年7月1日(労働省告示第59号)付で当時の労働省から出ています。この告示には、職場環境については、タバコの煙も含め、「個人差」に応じた対応をすることが述べられています。たばこの煙に対する対応も、個人差に応じた対応が、この時より求められているといえます。
- 15 「労働省告示第59号」は職場環境でしたが、たばこに関する箇所もあります。この内容を、さらに拡大したといえる法律が、健康増進法、第25条受動喫煙防止法といえる。最近の喫煙対策では、「空気清浄器は効果薄(中日新聞2003年5月10日)」ということが常識です。つまり、室内での受動喫煙防止には、これまでの空気清浄器では、効果が望めないということである。全館循環型冷暖房空調設備では、たばこの煙は、循環するということになる。「受動喫煙防止法」を守っているということにはならないということである。
- 16 6月5日、再度情報公開を受けるために、名古屋市民情報センターを訪れる。この日は、西庁舎の、南の二階から入りました。まず入口に灰皿があり喫煙者がいました。たばこの臭いもしました。二階から、一階に降りるときに、吹き抜け一階にある喫煙場所の煙のにおいを感じながら、階段を下りることになりました。「受動喫煙防止法」には、なっていませんでした。
- この日「市民相談」で、「受動喫煙防止法」になっていないことをのべると、健康増進課熊沢さんのところに行くように言われる。熊沢さんのところに行って「西庁舎のロビー受動喫煙防止法になっていないこと」を述べると、施設のことだから、それは総務課のことということで総務課の安田さんのところに連れて行かれる。
- 西庁舎の件について、見積もり中ということでしたので、その間は「タバコの煙すわされることになっている、すえということですか」、という問いに安田さんは「そうです」という答えでした。
- すわされた人の、被害についての対応はという問いに対して、安田さんは、「考えていない」という答えでした。整備されるまでの間、受動喫煙の被害を受けるということである。本来は、全館禁煙、喫煙者の請求があれば、考えるというのが「受動喫煙防止

法」の基本ではないかということ述べる。名古屋市の対応は、法にある受動喫煙防止の環境をもとめる人がいるのに、喫煙場所の請求のない喫煙者のための配慮をまずしているということである。たばこも健康増進法からすると、なくさなければならないものなのに、喫煙場所を設定するということは、喫煙の勧めをしているということである。そのために、市民から請求ない（6月5日現在）喫煙場所のために、お金をかけてつくるということは、違法、不当な出費でもある。川崎市は、11日より市バス民営バス停留場すべて禁煙 5月1日施行の健康増進法にたいおうしたもの（2003年6月7日日本経済新聞）この報道は、「受動喫煙防止法」の基本的対応の措置を知らせている。

17 タバコの毒性

- ① たばこの煙には、約4000種類の化学物質が含まれている。そのうち40種類以上の発がん物質・発がん促進物質が含まれている。またニコチンは、血管を収縮させる。一酸化炭素は、酸素欠乏症をひきおこす。
- ② 1本のタバコには、約15ミリグラムのタールが含まれているが、1日に20本の割合で50年間吸うとその量は約5500グラム（コップに約30杯）にもなり、このタールが、全部排出されず、少量ずつ肺に残り、真っ黒になってしまう。
- ③ またたばこの純粋な煙に含まれている一酸化炭素の濃度は、車の排ガスと同じともそれより多いともいわれている。
- ④ 喫煙及び受動喫煙は、これまで次のような害毒があることが明らかにされた。
 - ア がん・・・・・・・・肺がん、喉頭がん、約10種類のがん
 - イ 循環器系疾患・・・血管収縮、心筋梗塞、狭心症、脳卒中など
 - ウ 消化器系疾患・・・咽潰瘍、十二指腸潰瘍、食欲低下など
 - エ その他・・・・・・・・妊娠合併症、ビタミンCの破壊、免疫機能の低下、善玉のHPLコレステロールの減少、運動機能の低下、寿命の短縮、シックハウス症
- ⑤ イギリスの医師のデータによると、たばこ1本あたり5分30秒の割合で寿命を短くするといわれ、1日20本では110分短くなる。1年で約27.9日も寿命が短くなることになる。
- ⑥ 喫煙と肺がんの関係は、喫煙男性の死亡は、非喫煙男性の約4.5倍高くなっている。喉頭がん32.5倍、口腔がん2.9倍、食道がん2.2倍、肝臓がん・胃がん1.5倍等である。
- ⑦ 妻は、たばこを吸わなくても、夫のたばこを吸わされる（受動喫煙）場合、夫もたばこをすわない場合に比べて、1日に20本以上すう夫の妻は、約2倍肺がんにかかりやすい。
- ⑧ たばこの火のついていないほうから出ている煙を、主流煙、火のついていないほうから立ち上がる煙を副流煙というが、有害物質（タール、ニコチンなど）は、副流煙の方がはるかに多く、主流煙の2～3倍である（アンモニアなどの

刺激物質は約50倍である)。受動喫煙がいかにも有害であるが明白である。

⑨ 喘息の人にとって、受動喫煙は、死の危険性がある。受動喫煙に安全の基準はないということである(タバコの煙が量に関係なく危険ということである)。

⑩ タバコの煙は、依存性薬物であり嗜好品ではなく、死の煙、毒ガスといえる。

18 原告は、喫煙が、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康・生命も大きな害があることを知り職場(学校)等において取り組んできました。喫煙に対する対策を求めるために、非喫煙者が煙を吸わされることのないためにということで分煙(喫煙室の設置)そして現在は、全面的禁止を求めてきました。その内容を示す。

① 禁煙のすすめ。資料の配布、や話し合いをすること。

② 喫煙対策を求める。資料の配布、禁煙のお願い。

③ 生徒に対する「たばこの害」についての話。

④ 「禁煙を求める」ための措置要求名古屋市人事委員会に提出。

⑤ 「禁煙を求めるための判定取り消し」裁判提訴。

⑥ 職場における「たばこ」による損害賠償請求裁判提訴(被告 名古屋市)

19 市民・生徒に対するタバコの影響

① 現在学校では、喫煙の害については保健体育の時間を中心に教育がされている。又保健衛生の面から資料等が配布され指導がなされている。

② 未成年者喫煙禁止法もあり、又健康に有害ということで、中学生等が喫煙することを強く禁止している。

③ 現在は、名古屋市の学校内における、教職員の喫煙は、場所が指定されてきているが、容認されている。(学校の敷地内全面禁煙をする教育委員会が出てきています)

④ 学校内における教職員の喫煙が、学校内にいる生徒に認識されている。ときには、煙を吸わされる状態であるから、生徒に対する禁煙指導(たばこに手を出さないという指導)に説得力を欠くことは当然である。

⑤ 成長過程における生徒にたばこの害を十分に認識させることについては、大きな障害となることは、大人そして、学校内での教員の喫煙であるといえる。

⑥ 学校内における、教員の喫煙は、単に喫煙者(教員)の問題だけでなく、生徒に対する教育上の大きな弊害であることは明らかである。以前、教員の喫煙を見た生徒から、「喫煙指導になる(喫煙をすすめている)」ということをいわれたことがありました。現在、「学校内喫煙」は健康増進法に違反しているといえる。

⑦ 「世界保健機構は、(年間490万人に達する喫煙による死者の削減を目指した国際的枠組み)2003年5月21日たばこ規制条約」採択。たばこの警告表示、たばこの健康被害が小さいという誤解を生じさせないということである。

⑧ 厚生労働省は、「健康日本21」を推進している。それを受けて名古屋市は「健康プラン21」で、喫煙率を男性30%以下、女性8.6%以下の目標を明示。(200

2年7月17日中日新聞)

- ⑨ 2000年、喫煙率男性53.5%、女性13.7%（厚生労働省の統計）（2002年6月4日朝日新聞）である。この喫煙率は、学校だけでなく、施設などで、非喫煙者は受動喫煙を強いられる度合いが多いということをあらわす。

20 原告の被害

- ① 原告は、たばこの煙や臭いが嫌いである。又たばこの煙で、せきこんだり、頭痛等の健康被害が生ずる。原告は、喫煙者の喫煙で、前記記載の毒物を自分の体内に強制的に送り込まれている。がんや、循環器系の病気にかかりやすくさせられている。
- ② 生徒に対するたばこの害の指導において大人・教員などの喫煙が「禁煙の教育」の効果を不十分にしている。教育遂行上の被害を受けている。大人・教員の喫煙は、健康増進法にも違反するといえる。法律が施行されたら市民は法律に守られる権利を有する。現状が変わらなければ、行政は、行政に対する信頼と信用を失うだけでなく市民に対する責任を負うことになる。
- ③ 原告は、5月1日以降は、健康増進法施行で名古屋市の施設内は、「受動喫煙」はないという安心感を持っていたが、その「期待権」が、裏切られただけでなく「受動喫煙」の被害を受ける。また、「行政」利用の機会を妨害されることになる。
- ④ 「受動喫煙」は、場合によっては、受動喫煙を避けるために、原告の行動を規制することになる。人間関係まで悪くすることがある。
- ⑤ 名古屋市の施設に行くときに（市役所など）「受動喫煙」＝「人格権の侵害」をいわれもなく受けることは苦痛である。法で守られない（受動喫煙防止がなされない）ということがあると、名古屋市の施設に行くことに躊躇されることがある。

21 被告の違法性

- ① 被告は、原告のこれまでの活動等を十分に知っており、たばこの害についても十分に知っており、かつ原告がたばこの煙による「受動喫煙」の被害を受けていることを知りえる立場にあり、予想もできていた。
- ② 原告は、これまで、被告に対して、名古屋市の施設等について、「禁煙」の申し出等に関する質問などをしてきた。さらに措置要求もしてきた。
- ③ 原告は、名古屋市の施設内において、「受動喫煙」を強いられた。行政サービスをうけることの妨害をされたことになる。
- ④ 被告は、管理する施設利用者・職員および、原告に対して、名古屋市の施設および、原告の職場の衛生管理をし、生徒たちの教育を管理するものとして次の義務をおっている。
- ア 快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通して職場における原告の安全と健康を確保するようにすること（労働安全衛生法第3条第1項）。
- イ 原告の、危険または、健康被害を防止するための措置に関することや原告の

安全または衛生のための教育の実施に関すること（教育基本法第10条）

ウ 被告は、「学校施設その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」（同法第7条第2項）とあるから、被告は「生徒」に対する教育上の効果が上がるように出来る限り努める義務があり、通常備えるべき安全性を有するものでなければならない。

エ また、被告は原告の①健康を保持するための諸権利を侵害してはならない②原告の諸権利及び職務遂行上の諸権利を侵害してはならない。（憲法第11条、乃至13条、第25条、乃至第27条、国家賠償法第1条乃至第3条、民法第709条、第715条）。

オ 被告は、健康増進法（受動喫煙防止）第25条（前記）の施行において施設の使用者（市民・職員等）に対して市民の「健康増進」そして、「受動喫煙防止」の責任がある。

カ 被告は、ア乃至オの義務を全うするために被告の教育委員会、人事委員会などと共に適切な措置をとる義務がある。

22 しかるに被告は、前記各義務に違反して、原告の職場や名古屋市施設において2003年5月1日から、全面禁煙をせず、名古屋市の施設内での原告及び市民の受動喫煙を放置していた。このような被告の、違法行為は明白である。

23 原告は、20項記載の各被害を受けたので、肉体的かつ精神的苦痛を蒙った。

慰謝料の請求

- 1 原告が受けた肉体的かつ精神的苦痛に対する慰謝料の額は、10万円を下ることはない。よって、原告は、被告に対して、金10万円及びこれに対して本状送達の日から完済にいたるまで年5分の割合で遅延損害金を請求する。
- 2 また、名古屋市施設とその敷地内「完全禁煙」がなされるまで、受動喫煙の被害および、その心配等があるので、慰謝料として1日あたり100円の支払いを求める。

証拠方法

口頭弁論において必要に応じて提出する。

2003年6月9日

原告 宮崎邦彦

名古屋地方裁判所 御中